

滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)の一部改正に伴い、サテライト型養護老人ホームの本体施設として養護老人ホームが追加されることから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第15号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) サテライト型養護老人ホームの本体施設として養護老人ホームを追加することとします。(別表関係)
- (2) サテライト型養護老人ホームの職員の配置の基準を追加することとします。(別表関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

- 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）の一部改正に伴い、サテライト型養護老人ホームの本体施設として養護老人ホームが追加されることから、滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため。

2 改正の概要

(1) サテライト型養護老人ホームの本体施設として養護老人ホームを追加

養護老人ホーム

65 歳以上で、環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護することを目的とする老人福祉施設

サテライト型
養護老人ホーム

本体施設とは別の場所で運営される入所定員が 29 人以下である養護老人ホーム

	本体施設の種別					
	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院	病院	診療所
サテライト型 養護老人ホーム	○ (今回改正部分)	×	○	○	○	○

(2) サテライト型養護老人ホームの職員の配置の基準を追加

- ① 本体施設が養護老人ホームの場合のサテライト型養護老人ホームには、栄養士、調理員または事務員その他の職員の配置義務なし。
- ② サテライト型養護老人ホームの主任生活相談員は、常勤の者の配置義務なし。
- ③ 介護保険法の特設施設の指定を受けている養護老人ホームやサテライト型養護老人ホームの看護職員は、常勤の者の配置義務なし。

【施行日】 公布の日から施行

滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
本則および付則 省略 別表（第3条関係） 1～3 省略 4 職員 (1) 省略 (2) 前号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）または病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）もしくは診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下である養護老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを	本則および付則 省略 別表（第3条関係） 1～3 省略 4 職員 (1) 省略 (2) 前号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の<u>養護老人ホーム</u>、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）または病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）もしくは診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下である養護老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められると

置かないことができる。

- (3) 第1号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士、調理員または事務員その他の職員については、次のアからエまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからエまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。

(新設)

ア～エ 省略

- (4)～(17) 省略

- (18) 主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者とする。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護または指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われる養護老人ホームにあっては、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

- (19) 省略

- (20) 看護職員のうち1人以上は、常勤の者とする。ただし、サテライト型養護老人ホームにあっては、この限りでない。

きは、これを置かないことができる。

- (3) 第1号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士、調理員または事務員その他の職員については、次のアからオまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからオまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。

ア 養護老人ホーム 栄養士、調理員または事務員その他の職員

イ～オ 省略

- (4)～(17) 省略

- (18) 主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者とする。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護または指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われる養護老人ホームにあっては、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームの他の職務に従事することができるものとし、サテライト型養護老人ホームに置く第7号の主任生活相談員にあっては、常勤の者であることを要しないものとする。

- (19) 省略

- (20) 看護職員のうち1人以上は、常勤の者とする。ただし、サテライト型養護老人ホームまたは指定特定施設入居者生活

(21)～(26) 省略 5以下 省略	<u>介護（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号）別表第10第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）</u>、<u>指定介護予防特定施設入居者生活介護（滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）別表第10第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）</u>もしくは<u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われる養護老人ホーム</u>にあつては、この限りでない。 (21)～(26) 省略 5以下 省略
-----------------------------------	---